

伊方町いじめ問題対策連絡協議会の設置について

1 設置目的

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 74 号）第 12 条の規定に基づき平成 30 年 1 月に策定した「伊方町いじめ防止基本方針」の定めにより、いじめ問題への組織的な取組を推進するため「伊方町いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、伊方町内での共通理解を図り、伊方町全体で総合的ないじめ対策を行う。

2 所掌事務

- (1) 伊方町いじめ防止基本方針の推進並びに関係機関及び団体の連携に関すること。
- (2) いじめ及び不登校等に関する情報交換、連絡調整等に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

3 組織

委員 20 人以内とし、学校教育関係者、関係行政機関の職員、町の職員、ほか教育委員会が適当と認める者を委嘱する。

4 任期

2 年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 開催回数

概ね年 2 回

5 人選 (案)

番号	氏名	職名	備考
1	河野 達司	教育長	
2	二宮 みね子	校長会長	
3	末光 礼子	教頭会長	
4	阿部 孝志	P T A連合会長	
5	菊池 絵美	少年補導職員	八幡浜警察署
6	竹上 正也	生徒指導顧問	大久小学校長
7	曾我 智一	生徒指導教諭 (小学校代表)	水ヶ浦小学校
8	西山 博	生徒指導教諭 (中学校代表)	伊方中学校
9	田中 宏	小・中学校人権・同和教育主任代表	九町小学校
10	三浦 五十鈴	民生主任児童委員	伊方地域
11	二宮 幸代	民生主任児童委員	瀬戸地域
12	田村 ヤエ子	民生主任児童委員	三崎地域
13	近田 三郎	人権擁護委員代表	
14	田中 勲	補導会会長	
15	鵜久森 伸吾	総務課長	
16	坂本 明仁	保健福祉課長	

オブザーバー	南予教育事務所指導主事	吉川 幸宏
--------	-------------	-------

伊方町いじめ防止基本方針

伊方町教育委員会

はじめに

伊方町では、佐田岬半島の自然・伝統・文化・風土、そして大切に受け継がれている“助け合いの精神「合力(こうろく)の心」”を尊び、豊かな個性をさらに磨き、町民が生き生きと輝くまちを、そして、訪れた人が元気に輝くまちを目指して様々な施策を展開している。

学校教育においては、子どもたちの減少に伴い、平成 27 年 4 月から小学校 6 校、中学校 3 校となっている。子どもたちは、明るく素直で与えられた課題には真面目に取り組むが、教師の指示待ちといった受け身の姿勢が目立つ。また、生活習慣や学力の定着、不登校やいじめの根絶にも課題がある。

特に、いじめに関しては、どの学校でも、どの学級にも起こり得る、どの子どもでも被害者にも加害者にもなり得るという基本認識に立ち、子どもたちが楽しく豊かな学校生活を送ることができる教育環境を創ることが重要である。そこで、学校と教育委員会等が連携し、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等にあたるため、「伊方町いじめ防止基本方針」を策定し、伊方町の基本的な方針を示すとともに、各学校の取組を推進する。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となり、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、いじめ未然防止活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、全ての教職員が日々実践するものである。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こっている場所は学校の内外を問わない。

(3) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともにいじめが認知された場合の「早期対応」に取り組むことが必要である。以下いじめについての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

2 いじめ防止のための対策の内容に関する事項(未然防止のための取組等)

(1) 児童生徒や学級の様子を知るために

児童生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、児童生徒と場を共にすることが必要である。その中で児童生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが重要である。

(2) 互いに認め合い、支え合う仲間づくりのために

児童生徒は、まわりの環境に大きな影響を受ける。児童生徒にとって、教職員の姿勢は重要な教育環境の一つである。教職員が児童生徒に対して愛情を持ち、温かい学級経営や教育活動を展開することが児童生徒に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

- ① 教職員の何気ない言動が児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払わなければならない。また、障がい(発達障がいを含む)について、正しく理解し、児童生徒の障がい特性に応じた指導を行うことが大切である。
- ② 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中での認められる経験が児童生徒を成長させ、教職員の温かい声かけが児童生徒の自己肯定感につながる。

(3) 命や人権を尊重し豊かな心を育てるために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する大きなポイントである。

① 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童生徒に理解させることが大切である。また、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

② 道徳教育の充実

いじめは、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという強い心を育てることが大切になる。道徳の授業では、児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要である。

(4) 保護者や地域への働きかけ

PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換を行う場を設ける。また、いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催、学校・学年だよりなどによる広報活動を行う。

3 いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童生徒に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域住民、その他の関係機関とも連携して情報を収集することが重要である。

(1) 教職員のいじめに気づく力を高めるために

教職員は、人権感覚を磨き、児童生徒の言葉をきちんと受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守るという姿勢が大切である。

(2) いじめ発見のきっかけ

小学校においては、保護者からの訴えにより発見されることが多く、中学校、高等学校と学年が進むにつれて本人からの訴えによる発見が多くなる。いじめ発見のきっかけのうちアンケート調査等で割合の少ない回答のところ発見があった場合(例えば小学校では、保護者からの訴えで発見されることが一番多いが、本人からの訴えによって発見された場合)は、いじめが相当進行していると考えられ、直ちに対応することが重要である。

(3) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

(いじめが抵触する可能性のある刑罰法規事例)

いじめの態様	刑罰法規
・冷やかし、からかい ・悪口、脅し文句 ・嫌なことを言う	脅迫、名誉毀損、侮辱
・軽くぶつかる ・遊ぶふりして叩く、蹴る	暴行
・ひどくぶつかる ・叩く、蹴る	暴行、傷害
・金品をたかる	恐喝
・金品を隠す、盗む、壊す、捨てる	窃盗、器物破損等
・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをする、させる	強要、強制わいせつ
・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをする	名誉毀損、侮辱
・仲間はずれ ・集団による無視	刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要

4 早期発見のための手立て

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に児童生徒の様子に目を配る。教職員が児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることや、教室にいじめ相談の窓口があることを知らせる掲示などの工夫を行う。

(2) 観察の視点

成長の発達段階からみると、児童生徒は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。担任を中心にグループの情報収集や人間関係がどうであるかなどを積極的に把握し、気になる言動などに対して適切な指導を行うことが大切である。

(3) 教育相談

定期的な教育相談週間を設けて、児童生徒、保護者を対象にした教育相談を実施するなど、相談体制を整備することが必要である。

(4) いじめ調査アンケートの実施

定期的にアンケートを実施する。いじめられている児童生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については

持ち帰り、提出場所等の工夫を行う。

5 相談しやすい環境の構築

児童生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。教職員はそのことを十分に認識し、その対応について細心の注意を払う必要がある。学校内に組織を設け、1人の教職員だけが対応することのないよう、組織的な対応が重要である。

(1) 本人からの訴えには

保健室や相談室等を一時的に危険回避のための場所として提供するものとし、担任や養護教諭、外部カウンセラーなどを中心に、本人の心身のケアに努める。

(2) まわりの児童生徒からの訴えには

情報の発信者として個人を尊重し、発信元を明かさないなどの方法を取り安心感を与えることが重要である。また、その児童生徒へのいじめが新たに発生することがないように、相談時間や場所を確保し、日頃から相談を受け体制を整えておく必要がある。

(3) 保護者からの訴えには

保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが重要である。

6 いじめに対する措置

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく迅速に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に行い、解決に向けて学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

① いじめ情報のキャッチ

② 正確な実態把握

○ 当事者双方、まわりの児童生徒から聞き取り、記録する。

③ 指導体制、方針決定

○ 指導のねらいを明確にし、全ての教職員の共通理解を図る。

○ 教育委員会、関係機関等との連携を図る。

④ 児童生徒への指導・支援

○ いじめられた児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。

○ いじめた児童生徒に、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行い、いじめは決して許されない行為であるという人権意識を持たせる。

- 複数の教職員の協力を得て対応する。
- ⑤ 保護者との連携
 - 直接会って具体的な対策を話し、協力を求める。
- ⑥ 以後の対応
 - 継続的に指導や支援を行う。
 - カウンセラー等の活用も含めて心のケアにあたる。
 - 心の教育の充実を図る。

7 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その場でいじめを止めるとともにいじめに関わる者に適切な指導を行わなければならない。併せて、直ちに管理職に連絡する。

(1) いじめられた児童生徒、いじめを知らせた児童生徒の保護

いじめられている児童生徒、いじめ情報を伝えた児童生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童生徒から聞き取るとともに、周囲の児童生徒や保護者などの第三者からも詳しく情報を得て、迅速かつ正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し事実に基づいて丁寧に行う。

8 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた児童生徒に対して

- ① 事実確認とともに、まず心情を受け入れ共感することで心の安定を図る。
- ② 最後まで守ること、秘密を守ることを伝える。
- ③ 必ず解決するということを伝える。
- ④ 自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

(2) いじめられた児童生徒の保護者に対して

- ① 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し事実を伝える。
- ② 学校の方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続して家庭と連携を取りながら解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤ 家庭で児童生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝える。

(3) いじめた児童生徒に対して

- ① いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童生徒の背景にも目を向け指導する。
 - ② 心理的な孤立感、疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- (4) いじめた児童生徒の保護者に対して
- ① 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者の気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする想いを伝える。
 - ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
 - ③ 児童生徒の変容を図るため、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- (5) まわりの児童生徒に対して
- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級、学年及び学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - ② 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級、学年及び学校全体に示す。
 - ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- (6) 継続した指導
- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行うことを怠ってはならない。
 - ② 教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況についての把握に努める。
 - ③ いじめられた児童生徒に肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
 - ④ いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め心のケアにあたる。
- (7) いじめが解消している状態とは
- ① いじめ行為が止んでいること
被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(目安：少なくとも3ヶ月)継続していること。
 - ② いじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

9 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努め

る必要がある。

未然防止には、第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、いじめられている児童生徒が発するサインを見逃さないように、保護者との連携が不可欠である。ネット上のいじめを発見した場合は、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うものである。

(2) 未然防止のためには

学校での校則遵守の徹底、情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が重要であることから保護者と密接に連携、協力し双方で指導を行う。

(3) 早期発見・早期対応のためには

- ① 書き込みやチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要がある。
- ② 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になる。
- ③ 学校等における情報モラル教育などを進めるとともに、保護者の理解を求めることが必要である。

10 その他の留意事項

① 組織的な指導體制

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校いじめ対策組織で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、日頃からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

② 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、年間計画に位置付けた研修を行う。

③ 校務の効率化

教職員がいじめ防止等に取り組んでいけるように校務分掌を適正化し、組織体制を整える。

④ 学校評価と教員評価

問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるような評価の目標設定や具体的な取組、達成の状況を評価する評価改善に取り組む。

教員評価については、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応等が評価されるようにする。

⑤ 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

11 いじめ防止等の対策のための組織の設置

伊方町教育委員会においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するための「伊方町いじめ問題対策連絡協議会」により、伊方町内での共通理解を図り、伊方町全体で総合的ないじめ対策を行うものである。

伊方町いじめ問題対策連絡協議会の構成員

学校教育関係者、関係行政機関の職員、町の職員、前記に掲げるもののほか教育委員会が適当と認める者、20人以内。
--

12 重大事態への対応

教育委員会または学校は、重大事態に対処し、その当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに教育委員会または学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

(1) 重大事態とは

- いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき(児童生徒が自殺を企画した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合)
- いじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされていると認められるとき(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず教育委員会または学校の判断により対処する。)
- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 調査主体

- 教育委員会は、その事案の調査を行う主体やどのような調査組織にするかについて判断する。調査は、学校が主体となっていく場合と教育委員会が主体となっていく場合が考えられるが、学校が主体となる場合であっても、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。

(3) 教育委員会が調査を行うための組織

- 伊方町いじめ防止対策推進委員会
- 構成員

学校教育に関し学識経験のある者、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、医師、弁護士、前記に掲げるもののほか教育委員会が適当と認める者。5人以内。

(4) 調査結果

- 教育委員会または学校は、いじめ防止対策推進法第 28 条第 2 項の規定に基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、調査により明らかとなった事実関係等その他必要な情報を提供する。また、調査結果について町長へ報告する。なお、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果に係る情報提供においては、関係者や他の児童生徒の個人情報保護に配慮しながら、十分な説明が行われるようにする。

※ 参考

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

(平成 29 年 3 月文部科学省)